

令和7年度モバイル建築による社会デザイン奨学金募集について

応募を希望する学生は募集要項等で詳細を確認のうえ、直接応募をして下さい。

募集期間：令和7年4月7日（月）～令和7年4月21日（月）

令和7年3月18日

令和7年度 モバイル建築による社会デザイン奨学金 募集要項

一般社団法人日本モバイル建築協会

一般社団法人日本モバイル建築協会は、日本国内の大学院、大学、高等専門学校 of 学生を対象とした奨学金を下記の通り募集いたします。本奨学金は木造モバイル建築に関する技術的・社会制度的課題解決に関する研究及び木造モバイル建築を活用した地方創生や応急仮設住宅利用等に関する研究開発に取り組む学生の就学と研究を支援するものです。

記

1 奨学金名称

モバイル建築による社会デザイン奨学金（返済不要な給付型奨学金、他の奨学金との併給は可能）

2 支給団体

一般社団法人日本モバイル建築協会

3 受給対象者

日本国内の大学院、大学、高等専門学校に在籍中の学生

4 支給条件

論文または自主研究のテーマが、木造モバイル建築（注）に関する技術的・社会制度的課題解決に関する研究および木造モバイル建築を活用した地方創生や応急仮設住宅利用等に関する研究開発であること。

注）木造モバイル建築の定義：モバイル建築：完成した建築物を解体せずに容易に基礎から分離し、ユニット単位でクレーン等を用いて吊り下げトラック等に積載し目的の場所に輸送し、迅速に移築することを繰り返し行うことができる構造を有する建築物の総称（鉄製のコンテナハウスやトレーラーハウス、非木造のプレハブ工業化住宅は除く）。規格化された複数のユニットを連結・積層し、様々な間取り・規模・用途・階数の建築物を構成することが可能。建築工法には木造軸組工法または枠組壁工法（2×4）がある。

5 成果の公表

研究報告書の提出

奨学金支給期間中の研究成果（論文や実験報告書等、予定も含む）を当協会に報告すること。

（研究報告書の提出締切り：令和8年2月27日（金））

6 募集人数

大学院生2名、大学生1名、高等専門学校生1名 計4名

7 給付額

- ・大学院生 一人当たり年 10 万円（在学中に 1 回限り支給）
- ・大学生 一人当たり年 5 万円（在学中に 1 回限り支給）
- ・高等専門学校生 一人当たり 5 万円（在学中に 1 回限り支給）

8 募集期間

令和 7 年 4 月 7 日（月）～4 月 21 日（月）

9 選考方法

書類選考

10 支給決定

選考結果は令和 7 年 5 月 16 日（金）にメールにて個別に通知する。

11 応募提出書類

- 1) 日本モバイル建築協会奨学金申請書（様式 1）
- 2) 日本モバイル建築協会奨学金誓約書（様式 2）
- 3) 研究計画書（様式は任意）
- 4) 在学証明書

※学校や教員からの推薦状は不要。 ※応募提出書類は返却しない。

12 応募提出書類の提出先

簡易書留を利用して以下まで郵送のこと（4 月 21 日（月）消印有効）

〒101-0047 東京都千代田区内神田 2 丁目 12-1

一般社団法人日本モバイル建築協会 奨学金担当宛

13 奨学金の返還義務

本奨学金は返済不要な給付型奨学金であるが、大学院、大学または高等専門学校を中退した場合または支給後にモバイル建築に関わらない研究内容に変更した場合は当協会に速やかに申し出た上で、原則として奨学金を返還する義務を負う。ただし、災害、傷病、感染症の影響その他のやむを得ない事情が認められる場合は特例として返還を免除する場合がある。

14 令和 6 年度 採択事例

「モバイル建築を用いた能登震災応急仮設住宅の現状と課題 -社会的備蓄の必要性-」（大学院 1 名）

15 本件に関する問い合わせ先

日本モバイル建築協会ホームページの問い合わせフォームからご連絡ください。

HP <https://mobakyo.or.jp/>

「団体概要」

団体名：一般社団法人日本モバイル建築協会

設 立：2021年5月6日

所在地：〒101-0047 東京都千代田区内神田2丁目12-1

HP : <https://mobakyo.or.jp/>

代 表：代表理事 長坂俊成

顧 問：御厨 貴（東京大学名誉教授）

目 的・事業概要：

当法人はモバイル建築^{注1}の研究開発及び公民協働による社会的備蓄の普及を通じて、国難級の災害時における居住福祉の改善並びに新型コロナウイルス禍以降の新しいワークライフスタイルに即した国民生活の向上と地方創生に寄与することを目的として、次の事業を行う。

- (1) モバイル建築に関する技術の調査研究、開発、試験検証
- (2) モバイル建築のオフグリッド化^{注2}に関する技術の調査研究、開発、試験検証
- (3) モバイル建築に関する安全性、住性能、環境性能に関する審査、認定、相談、指導
- (4) モバイル建築に関する知的財産権管理
- (5) モバイル建築の普及のための広報、展示、教育、研修
- (6) モバイル建築の技術的・制度的課題解決のための国・地方公共団体等への提案、協力
- (7) モバイル建築の社会的備蓄に関する制度やビジネスモデルの調査研究、指導
- (8) モバイル建築の社会的備蓄の平時運営支援および災害時運用支援に係る情報プラットフォームの構築・運用
- (9) モバイル建築の災害時運用に係る地方公共団体への調整、あっせん、仲介、支援
- (10) モバイル建築・住宅の減災・免災に関する研究開発と普及
- (11) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

注1) モバイル建築：完成した建築物を解体せずに容易に基礎から分離し、ユニット単位でクレーン等を用いて吊り下げトラック等に積載し目的の場所に輸送し、迅速に移築することを繰り返すことができる構造を有する建築物の総称。

注2) オフグリッド：電気、ガス、水道などの公共の供給施設に依存せずに生活や活動を維持し、かつ、環境への負荷を軽減する技術。

以上

日本モバイル建築協会奨学金
申請書（様式1）

申請日：令和7年 月 日

1 氏名（フリガナ）：

2 住所：

3 国籍：

4 生年月日（西暦）：

5 電話番号：

6 連絡のつくメールアドレス：

7 所属（大学院、大学、高等専門学校名）

8 入学年月日：

9 学籍番号：

1 0 研究テーマ：

1 1 研究テーマの概要（400 字以内）

1 2 研究テーマとモバイル建築との関係（400 字以内）

日本モバイル建築協会奨学金
誓約書（様式2）

- ① 募集要項の内容を理解し申請書に虚偽の内容が無いことを誓約します。
- ② 当該所属学校を中退した場合又は支給後にモバイル建築に関わらない研究内容に変更した場合は当協会に速やかに申し出た上で、原則として奨学金を返還します。

申請日：令和7年 月 日

氏名（自著）